

“返済不要”の助成金を活用して“労働環境等の改善”に取り組みませんか？

キャリアアップ助成金 (正社員化コース)

有期契約労働者等を正規雇用労働者や多様な正社員等に転換または直接雇用した事業主に対して助成されます。

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の事業主

1. 有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換する制度を就業規則または労働協約その他これに準ずるものに規定している事業主であること
2. 1.の制度の規定に基づき、雇用する有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換した事業主であること
3. 2.により転換された労働者を、転換後6か月以上の期間継続して雇用し、当該労働者に対して転換後6か月分の賃金を支給した事業主であること
※第2期支給申請の場合は、転換後、12か月以上継続雇用し、正社員化後12か月分の賃金を支給した事業主であること
4. 多様な正社員への転換の場合にあつては、上記1.の制度の規定に基づき正社員化した日において、対象労働者以外に正規雇用労働者(多様な正社員を除く。)を雇用していた事業主であること
5. 支給申請日において当該制度を継続して運用している事業主であること
6. 転換後6か月間の賃金を、転換前6か月間の賃金より3%以上増額させている事業主であること
7. その他、一定の条件を満たしていること

【正規雇用労働者の定義と対象となる労働者要件】

- ・正規雇用労働者の定義
同一の事業所内の正規雇用労働者に適用される就業規則が適用されている労働者ただし、「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」が適用されている者に限る
- ・対象となる労働者要件
賃金の額または計算方法が「正規雇用労働者と異なる雇用区分の就業規則等」の適用を6か月以上受けて雇用している有期または無期雇用労働者

	有期雇用労働者	無期雇用労働者
重点支援対象者(※1)	1人あたり80万円(60万円)	1人あたり40万円(30万円)
上記以外	1人あたり40万円(30万円)	1人あたり20万円(15万円)

※1 次のいずれかに該当する者

- (1) 雇い入れから3年以上の有期雇用労働者
 - (2) 雇い入れから3年未満で、次のいずれにも該当する有期雇用労働者
 - ① 過去5年間に正規雇用労働者であった期間が合計1年以下
 - ② 過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない
 - (3) 派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者
- ※ ()内は大企業に対する助成額
 - ※ 有期、無期を合わせて、1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は20人まで
 - ※ 多様な正社員(勤務地限定・職務限定・短時間正社員)へ転換等した場合には正規雇用労働者へ転換等したものとみなされます。
 - ※ 雇用された期間が通算5年を超える有期雇用労働者については無期雇用労働者とみなされます。
 - ※ 新規学卒者で雇い入れ日から起算して1年未満の者については支給対象外となります。

【加算措置】

- ・正社員転換制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合
1事業所あたり20万円(15万円) ※ 1事業所あたり1回のみ
- ・多様な正社員制度(※2)を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合
1事業所あたり40万円(30万円) ※ 1事業所あたり1回のみ
※2 勤務地限定・職務限定・短時間正社員いずれか1つ以上の制度

取り扱い機関

都道府県労働局、公共職業安定所